

◇ 嘱託研究員

情報生産システム研究センターにおいて、事業計画を進めていく上で必要がある場合、臨時に嘱託研究員を置き、研究、調査等に参加させることができる。

1. 嘱任資格
大学・研究機関等で研究を行い、研究実績をもつ研究者
2. 申請者
兼任センター員が申請資格を有する。
3. 任期
1年以内とし、その期間はその都度定める。ただし、再任を妨げない。
4. 申請受付期間
年間を通じ随時受け付ける。
5. 申請手続IPS研究センター「嘱託研究員」嘱任申請書および所定の履歴書・業績書を情報生産システム 研究センター事務所に提出する。
6. 嘱任および解任
情報生産システム研究科運営委員会で承認し、情報生産システム研究センター管理委員会の議を経て、大学が行う。
7. 傷害保険
傷害保険加入については「[「招聘研究員および嘱託研究員の傷害保険加入について」](#)を参照のこと。

改正 2023 年 8 月 1 日